

中 村 鯨 城 会 会 則

第一条（目的）

本会は、会員相互の連絡調整ならびに親睦と鯨城学園で学び得た知識と経験を生かし、地域活動を実践し社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条（名称）

本会は、中村鯨城会と称する。

第三条（事務局）

本会の事務局および所在地は、本会の会長宅に置く。

第四条（構成）

本会は、中村区在住の鯨城学園卒業の希望者をもって構成する。
但し、入会后転居の場合はこの限りではない。

第五条（事業）

本会は、第一条の目的のため、下記事業を行う

- (1) 各関係機関との連絡調整
- (2) 会員相互の連絡調整
- (3) 本会の発展推進のために必要な事業
- (4) 会員の慶弔に関しては、役員会においてその都度決定して行う
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

第六条（役員、委員の構成）

本会に次の役員と委員を置く。

- (1) 役員 会長（1名）、副会長（1名）、幹事（1名）、各委員長（1名×6委員会）
代議員（1名：会長が兼任）
- (2) 委員 総務副委員長（1名）、総務委員（数名）
会計委員（数名）
広報副委員長（1名）、広報委員（数名）
行事副委員長（1名）、行事委員（数名）
地域活動副委員長（1名）、地域活動委員（数名）
福祉活動副委員長（1名）、福祉活動委員（数名）
学区ブロック委員長（1名）、学区委員（各学区で決定）
- (3) 会計監査（1名）
- (4) 本会の役員は役員会と委員会により推薦し総会の承認を得る。
本会の委員は役員会と委員会の承認を得る。
- (5) 顧問及び相談役を置く事ができる。
会長が必要と認め、役員会と委員会の承認を得て委嘱する。

第七条（役員、委員の任期及び選出）

- (1) 役員、委員の任期は1年とし、再選は妨げない。
但し、幹事は会員より、1名を選出し任期は2年とする。
(但し、各区に応じ総員2名を限度に増員することが出来る。)
- (2) 役員、委員は会員の中より互選により選出する。
(学区委員は除く)

第八条（役員及び委員会の職務）

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ありたる時、代行する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し委員長とともに委員会活動にあたる。
- (4) 総務委員会は、本会の記録、管理、会計及び事務一般を行う。
- (5) 総務委員長は、会計委員長を兼務する。
- (6) 広報委員会は、「中村鯨城だより」年3回の発行を行う。
- (7) 行事委員会は、会員相互の親睦と事業の企画運営の実施にあたる。
- (8) 地域活動委員会は、主として環境美化活動にあたる。
- (9) 福祉活動委員会は、主として福祉ボランティア活動にあたる。
- (10) 学区委員会は、地域と会員相互の活性化を図る。
- (11) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (12) 顧問及び相談役は、必要に応じ会議に出席して意見を述べる事が出来る。
- (13) 代議員は、会長が本会を代表して鯨城会の代議員を務める。
- (14) 幹事は、本会を代表して鯨城会幹事の任にあたる。

第九条（総会）

総会は、年1回定期に開催する。

第十条（役員会及び委員会議）

役員会議、委員会議は、必要に応じ会長が招集して、次の事項について協議する。

- (1) 事業計画等に関する事項
- (2) その他必要と認める事項
- (3) 役員会、委員会は、その過半数の出席がなければ会議の議事決定はできない。
個別の委員会は、当該の委員長が招集し事業計画の企画立案し役員会に提案する。

第十一条（会計及び会費）

本会の会計は、年会費・入会金・助成金ならびに、その他の収入をもってあてる。

- (1) 年会費は1,800円とし、鯨城会年会費を含む。
- (2) 新規会員の入会金は2,000円とし、入会届を提出時に徴収する。
他区からの鯨城会員の転入による入会については入会金は免除する。

第十二条（会計年度）

4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十三条（再入学制度実施に伴う措置）

- (1) 再入学に伴い退会し、卒業後に再入会した場合は、入会金を免除し、年会費のみ納めることとする。

第十四条（会則）

会則は、役員会の提案で総会の決議を経て改正することが出来る。

付則

- 本会則は、平成24年4月6日より施行する。
- 本会則は、平成29年4月7日より施行する。
- 本会則は、平成30年4月12日より施行する。
- 本会則は、平成31年4月11日より施行する。
- 本会則は、令和3年4月2日より施行する。
- 本会則は、令和8年4月10日より施行する